主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人馬場秀人の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる 法令違反の主張であつて(原審の適法に確定した事実関係の下においては、被告人 を出納責任者であるとした原審の判断は正当と認められる。)、刑訴法四〇五条の 上告理由に当らない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年六月一三日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健一	郎